

貸借対照表
2024年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,283,997	流動負債	4,026,316
現金及び預金	1,116,876	支払手形	635,824
受取手形及び売掛金	1,590,979	買掛金	1,112,015
棚卸資産	1,531,948	短期借入金	1,300,000
前払費用	14,448	1年内返済予定の長期借入金	601,992
未収入金	26,075	リース債務	12,672
その他	3,669	未払金	41,744
		未払費用	228,325
		未払法人税等	11,029
		契約負債	32,199
		預り金	14,594
		前受収益	8,322
		賞与引当金	24,068
		役員賞与引当金	3,527
固定資産	4,493,586	固定負債	2,315,354
有形固定資産	4,195,492	長期借入金	2,091,879
建物	404,537	長期預り金	6,413
構築物	159,156	リース債務	32,627
機械及び装置	55,139	退職給付引当金	154,559
貸与資産	622,544	資産除去債務	29,874
車両運搬具	2,758		
工具、器具及び備品	34,011		
土地	2,881,847		
リース資産	35,497		
		負債合計	6,341,670
		純資産の部	
		株主資本	2,435,912
無形固定資産	46,987	資本金	100,000
ソフトウェア	44,836	資本剰余金	1,166,543
水道施設利用権	785	資本準備金	758,543
電話加入権	1,365	その他資本剰余金	408,000
投資その他の資産	251,106	利益剰余金	1,197,397
投資有価証券	200	その他利益剰余金	1,197,397
長期前払費用	443	繰越利益剰余金	1,197,397
繰延税金資産	38,916	(うち、当期純損失)	(14,063)
差入保証金	208,885	自己株式	△ 28,028
その他	2,661	純資産合計	2,435,912
資産合計	8,777,583	負債・純資産合計	8,777,583

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
- (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)によっております。
- (4) 固定資産の減価償却方法
有形固定資産 定額法によっております。
(リース資産を除く)
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建 物 | 2年～31年 |
| 構 築 物 | 2年～33年 |
| 機械及び装置 | 2年～10年 |
| 貸与資産 | 5年 |
- 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(リース資産を除く) (5年)に基づく定額法によっております。
- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、原則として残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、残価保証がある場合は、これを残存価額としております。
- (5) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (6) 収益及び費用の計上基準
当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。
ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ5：企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する
当社は仮設機材の販売・賃貸と住宅用鉄骨部材の受注加工を収益部門の軸として事業展開を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、該当財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね6ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
製品	777,138千円
仕掛品	334,187千円
原材料及び貯蔵品	420,621千円
棚卸資産評価損	8,192千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。

営業循環過程から外れた棚卸資産については、その保有期間に応じた一定の基準により定期的に帳簿価額を切り下げの方法で評価する一方、それ以外の仕様変更等により収益性の低下が見込まれる棚卸資産については、将来の販売計画及び使用見込み等を鑑みて評価損の計上を行っております。

今後の市場環境の悪化等により将来の使用見込み等に変化が生じた場合には、追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,195,492千円
無形固定資産	46,987千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準として資産のグルーピングを行っており、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された固定資産に関して、減損損失の判定を行っております。

減損の兆候があり、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の認識及び測定にあたり、その時点における合理的な情報等を基に将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。その見積りには、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フローの予測、割引率等の前提条件を使用しており、事業計画や経営環境の悪化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変動が生じ回収可能価額が減少した場合、固定資産の減損処理が必要となる可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	38,916千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の業績予測に基づいて課税所得を見積り、かつ実現可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異に対して計上しております。

当事業年度においては、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針における課税所得見通しの分類4に該当し、繰延税金資産の総額480,902千円からスケジューリング不能な将来減算一時差異及び繰越欠損金に係る評価性引当金441,986千円を控除した金額であります。

繰延税金資産の金額の算出において重要となる将来の業績予想は、翌事業年度の予算及び中期事業計画による合理的な仮定に基づき見積ることとしております。

課税所得を見積るに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,600,697千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 496,528千円 |
| 短期金銭債務 | 905,372千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,378,740	—	—	2,378,740

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	27,607	172	—	27,779

(注) 当事業年度の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

1. 配当金支払額

2023年6月24日開催の第72回定時株主総会決議による配当に関する事項
無配のため、該当事項なし

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 無配のため、該当事項なし

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	53,462 千円
賞与引当金	8,325
資産除去債務	9,990
棚卸資産評価損	9,114
繰越欠損金	237,551
減損損失	143,676
その他	18,782
繰延税金資産小計	<u>480,902</u>
評価性引当額	<u>△ 441,986</u>
繰延税金資産の総額	<u>38,916</u>

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金等に係る顧客の信用リスクは、信用程度規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。長期借入金のなかには変動金利のものがあり、金利の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、営業未収入金、支払手形、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
長期借入金(1年内返済予定を含む)	(2,693,871)	(2,671,682)	-22,188

(※)負債に計上されているものについては()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	2,671,682	—	2,671,682
負債計	—	2,671,682	—	2,671,682

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任 等	事業上の関 係				
同一の親会 社を持つ会 社	旭化成住工 株式会社	滋賀県 東近江市	2,820,000	住宅部材の 総合生産	-	なし	住宅部材の 製造受託	製品の販売	7,189,770	売掛金	492,808
								材料の仕入	4,710,149	買掛金	892,406
								給与負担金	47,281	未払費用	4,007

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- 製品の販売は、総原価を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。
- 材料の仕入は、市場価格を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。

収益認識に関する注記

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	仮設機材事業	住宅鉄骨事業	
売上高			
仮設機材販売	1,014,323	-	1,014,323
仮設機材賃貸	771,735	-	771,735
住宅鉄骨販売	-	7,189,770	7,189,770
顧客との契約から生じる収益	1,786,059	7,189,770	8,975,829
その他の収益	1,112,226	-	1,112,226
外部顧客への売上高	2,898,285	7,189,770	10,088,056

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づいて認識している賃料等が含まれております。

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約負債は主に、財又はサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。
顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,257,411千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	945,989千円
契約負債（期首残高）	15,125千円
契約負債（期末残高）	32,199千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,036円13銭
1 株当たり当期純損失	5円98銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	14,063 千円
普通株主に帰属しない金額	－ 千円
普通株式に係る当期純損失	14,063 千円
普通株式の期中平均株式数	2,351,083 株

普通株式の期中平均株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式併合、単元株式数定め廃止、定款の一部変更)

当社は、2024年3月8日開催の取締役会において、以下の通り、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について2024年4月9日開催の臨時株主総会（以下、本株主総会といいます。）に付議し、原案通り承認可決されました。

なお、当社株式は、上記手続きの過程において、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規則に定める上場廃止基準に該当することになります。これにより、当社株式は2024年4月26日をもって上場廃止となりました。

(1) 株式併合について

① 株式併合の目的及び理由

2023年12月14日付で公表いたしました「旭化成ホームズ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、旭化成ホームズ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2023年12月15日から2024年2月1日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。そして、2024年2月2日付で公表いたしました「旭化成ホームズ株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果及び親会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けが成立した結果、2024年2月8日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は、当社株式 1,953,605 株（所有割合（注）：83.09%）を所有するに至りました。

（注）「所有割合」とは、当社が2023年11月10日に提出した第73期第2四半期報告書（以下「当社第2四半期報告書」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の当社の発行済株式総数（2,378,740 株）から、当社が2023年11月10日に公表した「2024年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（27,647 株）を控除した株式数（2,351,093 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社は、公開買付者の要請を受け、2024年3月8日付の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するために、当社株式470,000株につき1株の割合で行う当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は1株に満たない端数となりました。

②株式併合の割合

当社株式470,000株を1株に併合いたしました。

③効力発生前における発行済株式総数

2,350,991株

(注) 当社は、2024年3月8日付の取締役会において、2024年4月30日付で自己株式27,749株(2024年2月20日時点で所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済み株式総数を記載しております。

④効力発生後における発行済株式総数

5株

⑤効力発生日における発行可能株式総数

20株

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付された金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となりました。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2024年4月26日をもって上場廃止となり、市場価格のない株式となったことから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である750円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

⑦株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2024年4月9日(火曜日)
整理銘柄指定日	2024年4月9日(火曜日)
当社株式の最終売買日	2024年4月25日(木曜日)
当社株式の上場廃止日	2024年4月26日(金曜日)
本株式併合の効力発生日	2024年5月1日(水曜日)

⑧上場廃止

当社の株式は、上記手続きの過程において、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は2024年4月9日から2024年4月25日まで整理銘柄に指定された後、2024年4月26日をもって上場廃止となりました。

(2) 単元株式数の定め廃止について

① 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることによるものです。

② 廃止日

2024年5月1日

(3) 定款の一部変更について

① 定款変更の目的と内容

- a. 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- b. 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- c. 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- d. 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

② 変更の日程

2024年5月1日